

バンビの会 会則

昭和63年4月10日

名 称： 染色体障害児・者を支える会 「バンビの会」

目 的： 本会は染色体障害児・者のすこやかな成長のため会員相互が研鑽・協力し、
養育、生活一般に関する情報の交換・連絡を図ることを目的とする。

活 動： ・会員相互の親睦と研修
—毎年、各支部もちまわりで隔年でデイキャンプと定期相談会を開催する。
会報を年数回発行する。
各支部にて適時に例会を開催する。
・育児・就学・就労・医療など生活一般についての相談及び情報交換
・地域社会への啓発・広報活動

会 員 ○家族会員

- ・染色体障害児・者の保護者 本人・家族からなり、様々な活動に参加し、
会の運営に参加する。
- ・各支部・県外・パスカルグループのいずれかに所属する。
パスカルグループの重複所属は妨げない。

○一般会員・団体会員

- ・本人・家族以外で、この会の目的に賛同する者で、医療・教育・福祉の多方面
の関係者または団体からなる。
- ・様々な活動に家族会員とともに参加する。

○賛助会員（団体・個人）

- ・本人・家族以外で、この会の目的に賛同し支援しようとする者または団体。
- ・会の様々な活動には参加しない。
- ・総会における議決権はない。

いずれも会指定の入会申込書を提出する。

会 費： 入会金はいずれの会員も不要

○家族会員・一般会員・団体会員

年会費 5000円

—会費を3年間滞納した場合は、自動的に退会扱いとする。（退会までの会費を全納すること。）—

退会扱い後、再度入会することは妨げないが、退会時の滞納会費の納入状況を精査し
役員会での承認を得る。

—新入会員と同じくする。—

4月1日から3月31日分の年会費とする。

当年度の6月末日までに納入する。

次年度退会される場合は、3月31日までに申し出、4月1日以降の申し出は年会費が
発生する。

○賛助会員

年会費 個人 1口 3000円 （口数任意）

団体 1口 5000円 （口数任意）

1年ごとの更新とする。

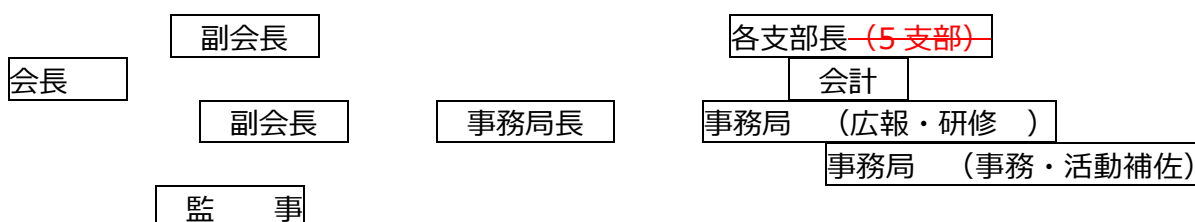
退 会： 会員から退会の申し出があった場合、~~もしくは会費を3年間滞納した場合は、~~
会指定の退会届を提出し退会とする。

役 員： ・ 会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、総務（広報・研修）若干名、会計 2 名、
~~監事~~ 2 名をおく。
・ 各支部に支部長をおく。
・ 毎月 1 回、役員会を設ける。
・ 原則として任期は 2 年とし、再任を妨げない。

[選出の方法について]

- ・ 各支部における支部長並びに役員の選出については、各支部に一任するものとする。
- ・ 会長、副会長、事務局長は、選挙管理委員会を設け、適任者を選出することもできる。
~~いずれも、自薦他薦を問わない。~~

〔組織編制〕



〔役員の任務〕

- 会長・・・・・・・代表し会務を総轄する。
- 副会長・・・・・・・会長を補佐し、会長役務を代行することができる。
- 事務局長・・・・・・・会全般に関する活動の企画、運営の統括
(支部長との連携 ・ 会員のニーズの把握 ・ 会員名簿の管理)
- 支部長・・・・・・・役員会への出席 ・ 支部の地域の福祉、医療、教育の情報把握
支部の会員同士の親睦をはかり、支部の活動を支援する。
- 会 計・・・・・・・会費の納入を受け、会全体にかかる入出金の管理・名簿の処理
「バンビ基金」・~~デイ~~キャンプ会計の管理、助成金申請、報告書等の提出
会計期間は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
~~ただし、年度によって、会長または副会長と話し合い、会計締め時期を設定できる。~~
- 監 事・・・・・・・会の運営は適正になされているか、会の会計が適正に処理されているかを精査し、総会にて監査内容を報告する。
- 事務局・・・・・・・会報作成・発送、研修・講演会の計画、運営を行なう。

各役員は、随時、事務局長からの指示により、活動する。

顧 問： ・ 若干名で、任期をもうけないものとする。

総 会： ・ 年 1 回、年度始めに開催する。
・ ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の 20 名以上の要求があるときは臨時総会を開くことができる。
・ 議長を定める。
・ ~~総会は、会員の過半数の出席で成立する。~~
・ ~~総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。~~
・ 総会は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長に一任する。
・ 総会の議決権は、賛助会員を除く、家族会員・一般会員・団体会員にある。

支 部： ・長崎県内各地域に、それぞれの支部をおく。
 ・支部同士は、協力しあい、合同で活動することもある。
 ・各地域の特性があるため、支部は下記のとおり **5支部**に設定する。
 〔 長崎 ・ 諫早 ・ **大村・東彼** ・ 島原 ・ **佐世保・県北** ・ **五島(休会)** 〕

事務局： 事務局を下記におく。

〒852－8104

長崎市茂里町2－41

長崎市障害福祉センター 5F 団体活動室内

Mail ： banbinokaisen@gmail. com

電話 ： 090－6427－0964

FAX ： 095－844－7805

付 則： 本会は特定の政治・宗教・思想などに利用されるものではない。

平成 7年4月27日改定

平成 13年4月22日改定

平成 16年4月18日改定

平成 19年4月15日改定

平成 21年4月26日改定

平成 23年4月24日改定

平成 25年4月21日改定

平成 30年4月 1 日改定

規則

※会費

- ・該当年度の6月末までに納付する
- ・未納の場合、8月に請求する。（8月の会報発送に入金お願い文書を同封）
- ・当年度の2月に会員への会費納入状況をお知らせする。（2月の会報発送に入金お願い文書を同封）
- ・2月末までに未納の場合、3月中に意思確認をする
- ・住所不明、連絡不通の会員に関しては、事務局で退会処理し、退会届不要。

※慶弔

- ・成人式 ・・本人さんに3000円のJCB商品券をおくる。

会長からのメッセージもつける。

法律では成人者は18歳以上と改定されたが、成人式そのものは自治体によって異なる。

会としては当面、20歳になる年度の1月の成人式に合わせお祝いを送る。

会報等への掲載については、18歳になる年度に、会員さんの意向を確認し、掲載時期を決める。

・弔事

対象者	香典	お供え物	備考
家族会員 本人	5000円	お花	
家族会員 父母	5000円		
一般・団体会員			
賛助会員			

過去役職に就かれた一般会員には香典のみ

社会情勢、経済状況により変わることもある。

会長と事務局内で協議する。